

# 日本鐵鋼協會記事

米國に於る現在及將來の鐵鋼需給關係並に相場に就て  
講演ありたり。

講演速記は次號に掲載すべし。

## ◎理 事 會

大正九年四月二十九日(木曜日)午後五時より本會事務所に於て理事會を開く會議事項左の如し。

### 一、入退會者の件

### 一、試驗所設置に關する件

當日出席者は左の諸氏なり。

香 村 小 錄 君 俵 國 一 君 鹽 田 泰 介 君

## ◎編 輯 會

大正九年四月二十九日(木曜日)午後五時より本會事務所に於て編輯會を開き會誌第六年第五號の原稿を選定せり、

當日出席者は左の諸氏なり。

井 上 克 己 君 室 井 嘉 治 馬 君 櫻 井 爭 三 君

淺 尾 芳 之 助 君

## ◎講 演 會

大正九年五月十三日(木曜日)午後五時より本會事務所に

於て最近米國より歸朝せられたる山内重馬君を聘し、

## ◎入 退 會 者

前號報告後入退會を承諾せられたる會員左の如し。

## ◎定 款 改 正 認 可

本會定款改正の儀は去る三月二十日總會に於て決議せし  
が此度其筋より認可せられしを以て本年七月より實施せら  
るべし、改正條項を摘錄すれば左の如し。

### 定 款

第三十二條 正會員の會費は一ヶ月金七拾五錢、准會員  
の會費は一ヶ月金六拾錢とす。

第三十二條 一時に金壹百五拾圓以上を納むるものは爾  
後前條の會費を納むることを要せず。

### 定 款 施 行 細 則

第十七條 會費は毎年六月及び十二月の兩度に六ヶ月分  
を前納すべし、但し一ヶ月分を前納するも妨げなし。

新に入會したる者に付ては月割を以て次の徵收期迄の分  
を徵收す。

會費滯納一ヶ年に及ぶものは會誌の發送を中止すること

あるべし。



前號報告後准會員より正會員に變更せられたる會員左の如し。

### ◎准員より正員に變更者

東京市外龜井戸町三七七八、千歲館内	小谷敏彦
神奈川縣横濱市神奈川青木町字臺町一七四二	兼吉
東京市京橋區農商務省水產局水產課	節
東京府荏原郡大森町字山王下二四九九	田島勝太郎
名古屋市中區丸田町六ノ六、巴陵館	石田富次郎
同 前	塚本
名古屋市中區上前津町春日神社前	尾本精三
大阪市南區長堀橋筋一ノ二一	進
東京市外大久保町大字東大久保三二四	山西賢太郎
神奈川縣橘樹郡町田村汐田一五九六	福原達喜
東京市赤坂區青山高樹町一六	桂之助
東京市麹町區八重洲町一ノ一、三菱合資會社	膳山本米藏
佐賀縣唐津町城内西ノ門四一〇	藤岡友治
東京市芝區高輪南町四四	江崎一郎
東京府荏原郡目黒村祐天寺前	城戸五郎
大阪市東區道修町二丁目白井松器械舗	加藤榮三郎
愛知縣知多郡武豐町帝國火藥工業會社	寺島鉄次郎
東京市日本橋區本石町三ノ一五 金子方	前原庸三郎
新潟縣西頸城郡字田口新田日本亞鉛會社田口製鍊所	澤快
東京市小石川區東京陸軍兵器支廠	中田義算
廣島縣安藝郡仁保村廣島製作所	松原篤四郎
東京市外池袋八八五	濱賀益太郎
福岡縣田川郡金田町字神崎日本採炭會社西金田炭坑	田川房一
東京府荏原郡大崎町下大崎一九八	牧政美
	小林智教

正會員山崎常次郎君は大正九年二月同中村辰  
死亡 五郎君及同小川藏次郎君は大正九年五月死亡  
せられたり誠に哀悼の至りなり謹て弔す

准會員河田源六君は大正九年四月死亡せられ  
死亡 たり誠に哀悼の至りなり謹て弔す

鈴木德藏 張新吾